

電気通信大学大学教育センター規程

制定 平成22年3月19日規程第24号
最終改正 令和4年7月25日規程第36号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則の規定に基づき、電気通信大学（以下「本学」という。）に設置する大学教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、全学的視点に立って、学域及び大学院の共通教育、専門教育を体系的に捉えた教育システムの構築、授業評価等のシステムの構築及び実践的教育の推進並びに授業改善の企画等を行い、教育活動の充実・発展に寄与することを目的とする。

(職員)

第3条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 教授又は准教授
- (4) その他の職員

(センター長)

第4条 センターにセンター長を置き、本学の職員のうちから学長が指名する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第5条 センターに副センター長を置き、本学の職員（特任教員を含む。）のうちから学長が指名する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以前でなければならない。

(企画開発会議)

第6条 センターに、企画開発会議を置く。

- 2 企画開発会議に関し必要な事項は、別に定める。

(部門)

第7条 センターに、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 企画開発部門
- (2) 教育推進部門

(3) 教育課程部門

(部門の業務)

第8条 企画開発部門においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教育理念及び教育方針に関すること。
- (2) 学域及び大学院の共通教育、専門教育のあり方に関すること。
- (3) 学域教育と大学院教育の有機的連携に関すること。
- (4) 国際化及び高度情報化に即した教育に関すること。
- (5) キャリア教育、教職課程、資格取得教育のあり方に関すること。
- (6) 社会人教育及び生涯学習に関すること。
- (7) ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーの作成に関すること。
- (8) 教育業績評価方法の開発に関すること。
- (9) ファカルティ・ディベロップメントの企画に関すること。
- (10) シラバス及び授業評価法、成績評価法の開発に関すること。
- (11) 高校教育との接続及び連携に関すること。
- (12) 教育設備、教室施設等の教育環境の整備に係る予算に関すること。
- (13) センターの所掌に属する自己点検評価、外部評価への対応に関すること。
- (14) その他、本学の教育政策に関わる恒常的な調査研究に関すること。

2 教育推進部門においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) ファカルティ・ディベロップメントの実施に関すること。
- (2) 学生授業評価の実施に関すること。
- (3) シラバス及び成績評価に関すること。
- (4) 教育環境の整備に関すること。
- (5) その他、教育に関わる調査の実施に関すること。

3 教育課程部門においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) カリキュラムポリシーに基づくカリキュラムマップの作成に関すること。
- (2) カリキュラム編成に関すること。
- (3) 授業科目担当の調整に関すること。
- (4) その他、学域・大学院との連携による授業の円滑な推進に関すること。

(部門長及び部門員)

第9条 第7条に掲げる部門に部門長及び部門員を置く。

2 企画開発部門長は、大学教育センター長をもって充てる。

3 教育推進部門長及び教育課程部門長は、大学教育センター副センター長をもって充てる。

4 部門員は、本学の専任の教員（特任教員を含む。）のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が命ずる。

(教育プロジェクト)

第10条 センターに、教育プロジェクトを置くことができる。

2 前項の教育プロジェクトに関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 電気通信大学大学教育センター規程（平成20年4月1日施行）は、廃止する。

附 則（平成24年5月22日規程第69号）

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規程第106号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規程第138号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月25日規程第36号）

この規程は、令和4年8月1日から施行する。